

【飲食事業者向け】

緊急事態措置に係る飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

〈令和3年1月14日～2月7日〉

年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、医療体制も非常に厳しい状況となっています。県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、1月14日から更なる営業時間の短縮を要請します。事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

※ 飲食事業者以外の事業者への施設の使用制限の協力依頼については、こちらをご覧ください。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

営業時間短縮要請について

対象施設・要請内容

種類	施設例	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む）、 喫茶店 等	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで● 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業の許可・ 喫茶店営業の許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等	

※ 営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

実施期間

令和3年1月14日（木）0時から2月7日（日）24時まで 【25日間】

要請対象地域

兵庫県全域

時間短縮営業への協力金

1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※ 要請期間が終了した令和3年2月8日以降に受付を開始します。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>

お問い合わせ先

営業時間短縮・協力金コールセンター

電話：078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時

日本語での相談が難しい場合は、ひょうご多文化共生総合相談センターにご相談ください。

ひょうご多文化共生総合相談センター

078-382-2052（月曜～金曜 9:00～17:00）

078-232-1290（土曜・日曜 9:00～17:00）